平成12年3月30日 規則第72号

改正 平成21年3月16日規則第5号 平成30年1月16日規則第1号

平成27年3月31日規則第44号

宅地建物取引業法施行細則をここに公布する。

宅地建物取引業法施行細則

宅地建物取引業法施行細則(昭和56年沖縄県規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)、宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号。以下「政令」という。)、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。)及び宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和32年法務省・建設省令第1号。以下「保証金規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成30年規則1号〕

(免許申請書の添付書類)

- 第2条 法第3条第1項又は第3項の規定により免許又は免許の更新を受けようとする者は、法第4条第1項の免許申請書に専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の写しを添付しなければならない。
 - 一部改正〔平成27年規則44号〕

(免許拒否の通知)

第3条 法第5条第2項の規定による免許拒否の通知は、第1号様式により行うものとする。

(業者名簿変更届出書の添付書類)

- 第4条 法第9条の規定により変更の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、 当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法人の商号、名称、役員又は事務所の所在地の変更 登記簿謄本
 - (2) 専任の宅地建物取引士の変更 宅地建物取引士証の写し
 - 一部改正〔平成27年規則44号〕

(宅地建物取引業に従事する者の変更の届出)

- 第5条 宅地建物取引業者は、省令第1条の2第1項第8号の宅地建物取引業に従事する者の名簿に変更があったときは、30日以内に第2号様式による届出書により知事に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る者が、宅地建物取引業者(法人である場合においては、その法人を代表する役員)、政令第2条の2で定める使用人又は専任の宅地建物取引士である場合においては、この限りでない。
 - 一部改正〔平成27年規則44号〕

(免許証の返納)

第6条 省令第4条の4第1項又は第2項の規定による免許証の返納は、第3号様式による届出書に よってしなければならない。

(登録拒否の通知)

- 第7条 省令第14条の4第2項の規定による登録拒否の通知は、第4号様式により行うものとする。 (登録移転申請書の添付書類)
- 第8条 法第19条の2の規定により登録の移転の申請をしようとする者は、本県内の宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとすることを証する書面を添付しなければならない。 (変更登録申請書の添付書類)
- 第9条 法第20条の規定により変更の登録の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 本籍又は氏名の変更 戸籍抄本
 - (2) 住所の変更 住民票抄本又はこれに代わる書面

(業務の場所に係る届出書の添付書類)

第10条 法第50条第2項の規定により届出をしようとする者は、同項に規定する場所付近の案内図を 添付しなければならない。

(営業保証金取戻し公告済の届出)

第11条 保証金規則第7条第3項の規定による営業保証金の取戻しをするための公告をした旨の届出 は、第5号様式によってしなければならない。

一部改正〔平成30年規則1号〕

(債権の申出がなかった旨の証明書の交付の請求)

第12条 保証金規則第8条第1項の規定による債権の申出のなかった旨の証明書の交付の請求は、第6号様式によってしなければならない。

一部改正〔平成30年規則1号〕

(申出債権総額証明書の交付の請求)

第13条 保証金規則第8条第2項の規定による申出債権の総額に関する証明書の交付の請求は、第7 号様式によってしなければならない。

一部改正〔平成30年規則1号〕

(書類の提出部数及び経由等)

- 第14条 法、政令、省令、保証金規則及びこの規則により知事に提出すべき書類は、2部とする。
- 2 前項の書類は、提出する者の主たる事務所又は住所の所在地を所管する土木事務所長を経由しなければならない。
- 3 土木事務所長は、前項の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、不備があるときは、これを補正させてから知事に送付しなければならない。この場合において、必要と認められるときは、意見を付することができる。
 - 一部改正〔平成21年規則5号〕

附即

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の宅地建物取引業法施行細則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請、届出、請求(以下「申請等」という。)を受理したものから適用し、施行日前に申請等を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月16日規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成27年3月31日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

附 則(平成30年1月16日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

(第3条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第6条関係)

一部改正〔平成30年規則1号〕

第4号様式

(第7条関係)

一部改正〔平成27年規則44号〕

第5号様式

(第11条関係)

一部改正〔平成30年規則1号〕

第6号様式

(第12条関係)

一部改正〔平成30年規則1号〕

第7号様式

(第13条関係)

一部改正〔平成30年規則1号〕

第 号

宅地建物取引業者免許拒否通知書

住 所 申請者 氏 名

あなたが 年 月 日付けで提出した宅地建物取引業者免許申請書に 基づく免許は、下記の理由により拒否したので、宅地建物取引業法第5条第2項の 規定により通知します。

年 月 日

沖縄県知事 印

記

宅地建物取引業に従事する者の変更届出書

宅地建物取引業に従事する者に変更があったので、宅地建物取引業法施行細則第 5条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 免許証番号 沖縄県知事()第 号

商号又は名称

代表者氏名

印

主たる事務所の所 在地

電話番号

	事	務	所	名	氏	名	性別	生年	月	日	主 た る 職務内容	変更	年月	日
変							男女	年	月	日		年	月	日
更後(就							男女	年	月	日		年	月	П
							男女	年	月	日		年	月	田
職)							男女	年	月	日		年	月	田
変更前 (退職)							男女	年	月	日		年	月	田
							男女	年	月	日		年	月	田
							男女	年	月	日		年	月	田

年 月 日

宅地建物取引業者免許証返還届

沖縄県知事 殿

 届出者
 免許証番号
 沖縄県知事()第
 号

 商号又は名称
 代表者名
 印

 主たる事務所の所在地
 印

宅地建物取引業法施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

(注)「届出の理由」の欄は、該当するものを○印で囲むこと。

第 号

宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書

住 所 申請者 氏 名

あなたが 年 月 日付けで提出した宅地建物取引士資格登録簿登録 申請書に基づく登録は、下記の理由により拒否したので、宅地建物取引業法施行規 則第14条の4第2項の規定により通知します。

年 月 日

沖縄県知事 印

記

営業保証金取戻し公告済届出書

宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項の規定により、下記のとおり営業 第7条第2項の規定により、下記のとおり営業 保証金取戻しに係る公告をしたので同条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

 住所

 届出人

 氏名

 印

沖縄県知事 殿

記

届占	出人と	(元)	免許業	者との	関係	本人・役員・相続人・その他()
	免	許	証	番	号	沖縄県知事()第	号
元	商	号	又は	名	称		
免許	代	表	者	氏	名		
業	主た						
者	廃止 所在 ^は		事務所の)名称	及び		
廃	止		年	月	日		
公	告	し	た	官	報	年 月 日第	号
供		託	所	:	名		
供	託番	号》	及び供	託鱼	え 額	年度 <mark>金</mark> 第 号	円

債権の申出のない証明書交付請求書

下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項第3号の規定による申出書が貴庁に提出されなかったことの証明書の交付を請求します。

年 月 日

 住所

 請求者

 氏名

 印

沖縄県知事 殿

記

願占	出人と	(元)	免許業者	針との		本人・役員・相続人・その他()
	免	許	証	番	号	沖縄県知事()第	号
元	商	号	又は	名	称		
免許	代	表	者	氏	名		
業	主た	る事	務所の)所在	地		
者	廃止 所在:		孫所の	名称及	えび		
公	告	l	た	官	報	年 月 日第	号
供		託	所		名		
供	託 番	号 及	び供	託 金	額	年度 金 第 号	円

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

沖縄県知事

印

申出債権総額証明書交付請求書

下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項第3号の規定による申出債権の総額に関する証明書の交付を請求します。

年 月 日

 住所

 請求者

 氏名

 印

沖縄県知事

記

願出人と(元)免許業者との関係						本人・役員・相続人・その他()
(元)	免	許	証	番	号	沖縄県知事()第	号
	商	号	又は	名	称		
免許	代	表	者	氏	名		
業	主た	. る 事	事務 所	の所在	土地		
者	廃止 所在:		事務所の	0名称及	及び		
公	告	L	た	官	報	年 月 日第	号
供		託	所	ŕ	名		
供	託 番	号》	及び供	託金	額	年度 <mark>金</mark> 第 号	円
申	出	債	権の	総	額		円

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

沖縄県知事

印